

副 本

令和7年 第9回 吉川市教育委員会会議録

令和7年9月25日（木）

吉川市教育委員会告示第9号

令和7年第9回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年9月19日

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

- 1 日 時 令和7年9月25日（木）午後3時から
 - 2 場 所 市役所304会議室
 - 3 報告事項
なし
 - 4 付議案件
 - 第25号議案 吉川市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
 - 第26号議案 吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
 - 第27号議案 令和8年度当初吉川市教職員人事異動方針及び令和8年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について
 - 第28号議案 吉川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 第29号議案 吉川市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について
 - 第30号議案 令和7年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について
- 【非公開】

開会の日時	令和7年9月25日 午後3時
閉会の日時	令和7年9月25日 午後3時44分
会議開催の場所	市役所202会議室
教育長	清水 孝二
教育長職務代理者	荒井 一美
会議に出席した委員の氏名	
席順 1 清水 孝二	
2 荒井 一美	
3 小林 照男	
4 岡田 早代子	
会議に欠席した委員の氏名	
塩入 英明	
説明のため会議に出席した者の職・氏名	
教育部長	岡崎 久詩
副部長兼学校教育課長	野見山 伸一
教育総務課長	大瀧 和寛
生涯学習課長	油川 誠
学校教育課学校支援担当主幹	
兼教育センター所長	秋山 千幸
生涯学習課文化財保護	
担当主幹	山崎 功二
会議に出席した事務局職員	
書記長（教育部長）	岡崎 久詩
書記（教育総務課管理担当）	松井 勉
傍聴人 1人	

令和7年第9回吉川市教育委員会会議 議事日程

日 程	議案等番号	内 容	提出者等
		開会の宣告	教育長
日程第1	—	前回会議録の承認について	〃
日程第2	第25号議案	吉川市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について	〃
日程第3	第26号議案	吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について	〃
日程第4	第27号議案	令和8年度当初吉川市教職員人事異動方針及び令和8年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について	
日程第5	第28号議案	吉川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について	
日程第6	第29号議案	吉川市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について	
日程第7	第30号議案	令和7年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について【非公開】	
日程第8	—	その他	
		閉会の宣告	教育長

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後3時）

○清水教育長 ただいまから令和7年第9回吉川市教育委員会会議を開会する。

◎日程第1、会議録の承認について

○清水教育長 （議題の宣告）

（採決の宣告・採決・前回会議録は承認）

◎日程第2、第25号議案、吉川市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

○清水教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○岡崎教育部長 第25号議案「吉川市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を説明する。埼玉県为学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正に伴い、職員の勤務時間の割振りについて変更する必要があるため、規則の一部を改正するものである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○野見山副部長兼学校教育課長 内容について補足をさせていただく。新旧対応表をご覧ください。管理規則第20条勤務時間の割り振り等について、フレックス制度に伴い、週休日の他に勤務をしない日が出てくるため改正するものである。

○清水教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

（採決の宣告・採決）

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第25号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第3、第26号議案、吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

○清水教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○岡崎教育部長 第26号議案「吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について」を説明する。埼玉県の職員の高齢者部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する規則の一部改正、並びに学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例と学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正、並びに職務専念義務免除の取扱いについての一部改正に伴い、高齢者部分休業の規定と校長が定める週休日等の割り振

り及び職務専念義務免除について変更する必要があるため、規程の一部を改正するものである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○野見山副部長兼学校教育課長 内容について補足をさせていただく。新旧対応表をご覧ください。1点目は、県の職員の高齢者部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する規則の改正に伴い、高齢者部分休業取得に関する内容を追加するものである。高齢者部分休業は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の日から当該職員に係る定年退職日までの全期間の勤務時間を変更するものである。

2点目は、県の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の変更に伴い、吉川市小・中学校職員服務規定第11条第4項の病欠休暇に関する内容に「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」という文言を追加するものである。この文言はフレックス制度に伴い、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日が出てくるためである。

3点目は、第11条第9項の介護休暇、第10項の介護時間に関する様式の変更についてである。こちらは、県の様式に揃えさせていただいたものである。

4点目は、第9条第3項の職務専念義務免除について変更するものである。職務専念義務免除のマイリフレッシュについては、今まで教育長決裁となっていたが、「又はその委任を受けた者」を追加することにより、承認者を教育長に加えて、学校長も可能とするためのものである。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第26号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第4、第27号議案、令和8年度当初吉川市教職員人事異動方針及び令和8年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について

○清水教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○岡崎教育部長 第27号議案「令和8年度当初吉川市教職員人事異動方針及び令和8年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について」を説明する。本方針及び細部事項は、埼玉県教育委員会教育長より通知された「令和8年度当初教職員人事異動方針について」及び「令和8年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項について」を受けて、本市教育委員会として定めるものである。この方針及び細部事項にしたがい、各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事異動を進めてい

くものである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○野見山副部長兼学校教育課長 内容について補足をさせていただく。細部事項における重点については、昨年度同様となるが、大規模校の美南小学校及び来年度以降も学級の増加が見込まれる吉川中学校については、将来一時的に移動が集中しないよう、長期的展望を持って計画的な人事異動を行うものとしている。続いて変更点については、令和7年度勸奨退職について県の人事異動方針細部事項において変更があったことから、それに伴い吉川市の細部事項も変更するものである。今年度は退職の勸奨は原則行わないものとしているが、勸奨退職制度を廃止するものではないことから退職を願い出た者の中で当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応することが変更点となっている。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)
(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第27号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第5、第28議案、吉川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○清水教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○岡崎教育部長 第28号議案、「吉川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を説明する。本案については、市立図書館における電子書籍の導入にあたり、貸出利用者の範囲、貸出数量及び期間を定めるとともに、市内小中学校の学習用端末を利用した電子書籍の貸出方法を整理するほか、図書利用カードの電子化に伴う貸出手続及び個別の運用により対応していた事項に関する規定を追加するため、規則の一部を改正するものである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○油川生涯学習課長 内容について補足をさせていただく。これまで1書籍あたりの貸出回数の制限、また同時に貸し出せる数に制約があることなどが課題となっていた。そのような中、昨年度の指定管理者の公募に際して、事業者から、貸出回数の制限がなく複数人で同時に利用できる読み放題パックをご提案をいただいたこと、また、同じく昨年度に策定した市の第4次子どもの読書活動推進計画において、子ども達が読書に親しむ機会を創出するため、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」を掲げていること、加えて、小中学校で利用している一人一台の学習用端末が活用できることから、10月から市立図書館において、児童書の読み放題パックの電子書籍を導入することとした。本案については、こうした経緯を踏まえ導入する電子書籍の貸出に必要な改正などを行おうとするものである。

改正内容の1点目となる電子書籍導入に伴う改正は、次の3つの内容である。1つ目は、貸出利用者の範囲を、市内在住、在勤、在学の方に限定するもので、紙の図書資料と異なり、5市1町の広域利用者は利用対象としていない。2つ目は、貸出数量と貸出期間の設定である。今回導入する読み放題パックについては、貸出回数の制限がなく複数人で同時に利用も可能であることから、貸出数量について制限を設けていないが、読み放題ではなく、貸出回数に上限がある電子書籍についても今後導入の可能性があることから、他自治体の事例も踏まえて一般的な貸出数量3点以内、貸出期間14日以内と設定したものである。3つ目として、市内小中学校の学習用端末を利用した電子書籍の貸出手続を定めている。通常、図書資料の貸出については、図書利用カードの交付が必要となるが、市内小中学校の児童生徒に割り当てられている学習用端末のIDを使用することにより、カードの交付を受けずに電子書籍が借りられるようにするものである。これにより、児童生徒は、それぞれの使い慣れた学習用端末で新たなIDの設定もなく、児童書読み放題パックを利用できることになる。なお、通常の図書利用カードの交付を受けて、電子書籍を借りることができることとしているので、私立小中学校の児童生徒や一般の方も図書利用カードがあれば、電子書籍の利用が可能である。

次に、2点目の改正内容となる個別の運用により対応していた事項については、図書利用カードの不正利用や失効、それから紛失や毀損等に伴う弁償の要請に従わない利用者への貸出制限について、今回の改正に合わせて、改めて規則に定めるものである。

その他、図書館のシステム更新に伴いウェブシステム上に図書利用カードのバーコードが表示できるようになったことから、スマホ等に表示させることで貸出を受けられるようにするとともに、今回の改正にあたり必要となる所要の改正を行うものである。

○清水教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○小林委員 電子書籍の具体的な範囲と返却の仕方を教えていただきたい。

○油川生涯学習課長 電子書籍の具体的な範囲は、ウェブ上で閲覧のできる資料ということで、第3条にあるとおり、インターネットを通じて利用が可能なものを定義としている。また、返却の仕方については、返還の操作をしていただく形となっている。

○小林委員 返還の操作をしなかったらどうなるのか。

○油川生涯学習課長 基本的には吉川市から通知が出る仕組みとなっているが、運用を見ながら検討していきたいと考えている。

○小林委員 電子的な資料のため自分のスマートフォンやタブレットにデータを落されてしまうと返却しなくても良いなど、従来の図書の概念と電子的な書籍の概念が異なってくるような気がする。また、目が不自由な方向けの音声電子書籍なども積極的に増やし

ていただけたらと感じた。

○油川生涯学習課長 データのダウンロードについては、一般的な電子書籍の購入とは異なりできない仕組みとなっているため、貸出と返却という手続きが必要な仕組みとなっている。また、一部の書籍については、読み上げ機能が備わっているものがあり、バリアフリー読書の機会創出にもつながっている。

○岡田委員 学校の読書の時間に電子書籍を読んでも良いのか。

○油川生涯学習課長 子どもの読書活動推進計画では、デジタル社会に対応した読書環境の整備ということで今回の電子書籍も読書の一部として捉えている。読書の時間での活用については、学校の判断となるが、基本的には認められるものと考えている。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)
(採決の宣告・採決)

○清水教育長 ほかに発言がないため、異議なしと認める。したがって、第28号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第6、第29議案、吉川市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について

○清水教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○岡崎教育部長 第29号議案、「吉川市公民館条例施行規則等の一部改正について」を説明する。本案については、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムを使用した口座振替データの伝送方法の変更に伴い口座振替日を変更するとともに、各施設における実際の窓口業務に合わせ、関係規則の一部を改正するものである。詳細については、担当課長より説明をさせていただく。

○油川生涯学習課長 内容について補足をさせていただく。現在、近隣5市1町では、公共施設の相互利用を行っており、各施設の空き状況の確認や予約にあたって、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム、通称まんまるよやくを共同利用している。本システムから施設を予約した場合、口座振替による施設使用料の納付が可能となっており、このたびの改正については、この口座振替日の変更が主な内容となっている。議案書の32ページから44ページまで4つの規則を改正するもので、主な改正理由となる口座振替日の変更は、事務効率化のため各市町から金融機関に送付する口座振替データをすべてクラウドを利用した伝送に変更とすることに伴い、毎月26日としていた振替日を毎月末日とするものである。なぜ、効率化が図られるのに振替日が後ろ倒しになるのかという点については、保育料等の他の口座振替日と合わせたためである。また、もう一つの改正理由としては、各施設の窓口で省略している手続きなど、実務に合わせて改正

するものである。

なお、埼玉県東南部地域公共施設予約システムの利用に関する規則の改正については、システム利用に必要な申請書等の様式の中に、口座振替日の記載、本人確認書類として12月に廃止される健康保険証の記載があったことから、改正するものである。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)
(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第29号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第7、第30号議案、令和7年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について

○清水教育長 本議案は人事案件のため、非公開にしたいと思うが、よろしいか。

○教育委員 異議なし。

○清水教育長 異議なしと認め、非公開とする。

◎議案 「非公開」

◎日程第8、「その他について」

○清水教育長 (事務局から報告等がないかの発言)

○岡崎教育部長 令和7年第10回教育委員会会議の開催について、10月24日金曜日、午後3時から、市役所304会議室を予定している。

○野見山副部長兼学校教育課長 本日配付させていただいた吉川市立小中学校における盗撮防止等ガイドラインについて報告する。全国的に問題となっている教職員による性暴力に関わる問題について、こちらは埼玉県が作成したガイドラインを参考にして吉川市版として作成したものである。先日、校長会において説明を行い、現在、校長先生から教職員に周知を行っているところである。

各教職員に周知が終わった学校から順次各学校のホームページで公開すると同時に、吉川市立小中学校教育ポータルサイトにも同じものをアップさせていただくこととしている。その後、全ての学校でホームページ上に掲載すると同時に、学校だよりであるとか、保護者の方や地域の方に公表できるように行っていく予定である。

○大瀧教育総務課長 毎年実施させていただいている教育委員会の点検評価事業の実施事業について事業を選定させていただいた。点検評価は、10月31日に予定しており、その後、評価報告書を11月の教育委員会で報告をさせていただく予定である。その後、

教育委員会を経て、市議会に12月に報告しホームページでの公表を予定している。

◎閉会の宣告（午後3時44分）

○清水教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了した。閉会にあたり、荒井教育長職務代理者よりごあいさつをお願いします。

○荒井教育長職務代理者 本日も慎重な審議をいただき感謝申し上げます。今日は4点ほどお伝えしたいと考えている。1点目は、第5回吉川市児童生徒プレゼンテーション大会を参観させていただき、年々、発表表現力の向上が感じられ、今年は特に表現力の素晴らしさと作品構成の巧みさを感じた。是非あの発表をクラスや学年や学校でやっていただくことで、そのプレゼンする力がどんどん広がり、子ども達も育ってくるものであると感じた。

2点目は、先日、工藤勇一氏の講演会に幼稚園の職員全員で参加したことである。そこで言われていたのは、自己決定、自分が決定することが自己肯定感につながるというような話があった。幼稚園や保育園で言うならば、おむつを変える時にその子が替えたいと言った時に替えることで、自己決定力を育てていくことにつながり大事なんだと思った。工藤氏は、制服や宿題などいろんなことを廃止した校長先生で有名な方で、すぐ取り入れるのは難しいと思ったが、とてもいい内容だったので、是非、小中学校の先生方にも聞いていただきたいと思った。

3点目は、先日、美南小学校へ保幼小の連携で来年に入学する子供を連れて行ってきたことである。先生が案内してくださり、空いてる教室を自由に使わせていただき、その机とか椅子に座ったり、また、階段を歩き階段の高さの違いを感じたり、体育館の中を走ったりしてきた。先生方は大変だと思うが、自然体でいいのでこういう取り組みは有難く全小学校に繋がればいいと思った。

4点目は、インフルエンザの季節外れの流行についてである。暑さのために窓を締め切って換気がうまくできないことが原因ではないかと専門家が言っていた。今後も予防対策をしていかなければいけないと感じた。

○清水教育長 これで令和7年第9回吉川市教育委員会会議を閉会とする。

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和7年10月24日

教 育 長 清水 孝二

教育長職務代理 荒井 一美

委 員 小林 照男

委 員 岡田 早代子

委 員 塩入 英明